

令和2年度

所沢特別支援学校

いじめの防止基本方針

目次

はじめに	1
1 いじめの未然防止の取組	2
2 いじめの早期発見のための取組	3
3 いじめの早期解決のための取組	4
4 いじめの防止等の対策のための組織	5
いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」	6
インターネットを通じて行われるいじめ対策	6
その他の留意事項	6
年間計画	7
〈参考 「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」〉	
3 重大事態への対処	7～13

はじめに

埼玉県では、平成24年8月に知事部局、教育局、警察本部が連携して「埼玉県いじめ問題対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置し、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）について協議を行ってきた。また同年11月には、「いじめ撲滅宣言」を行い、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意の下、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言したところである。

これに基づき、埼玉県では、対策会議においていじめの防止等に向けた様々な対策を決定し、取り組んできた。

所沢特別支援学校いじめの防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）はこれらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

（参考）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの未然防止のための取組

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服やいじめを生まない土壌づくりのため以下に取組む。

（1）集団づくり，環境整備

- ① 児童生徒の実態把握を行い、児童生徒一人一人に応じた分かりやすい授業づくりを進め、人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ② 全校集会や学級活動などで、いじめの問題について触れ、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、いじめを生まない雰囲気や学校全体に醸成する。
- ③ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、授業や特別活動等の場でその改善を図る。
- ⑤ 自己有用感や自己肯定感を育む体験活動を推進する。

（2）保護者との連携

- ① 連絡帳・保護者連絡・面談等を活用し、日常的に児童生徒を把握する。
- ② 児童生徒が遅刻・欠席・早退等が続く場合は、保護者と必ず連絡をとり、複数の眼で些細な変化を見逃さない環境を整える。

（3）校内体制

- ① 日常的に生徒間の人間関係の態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、

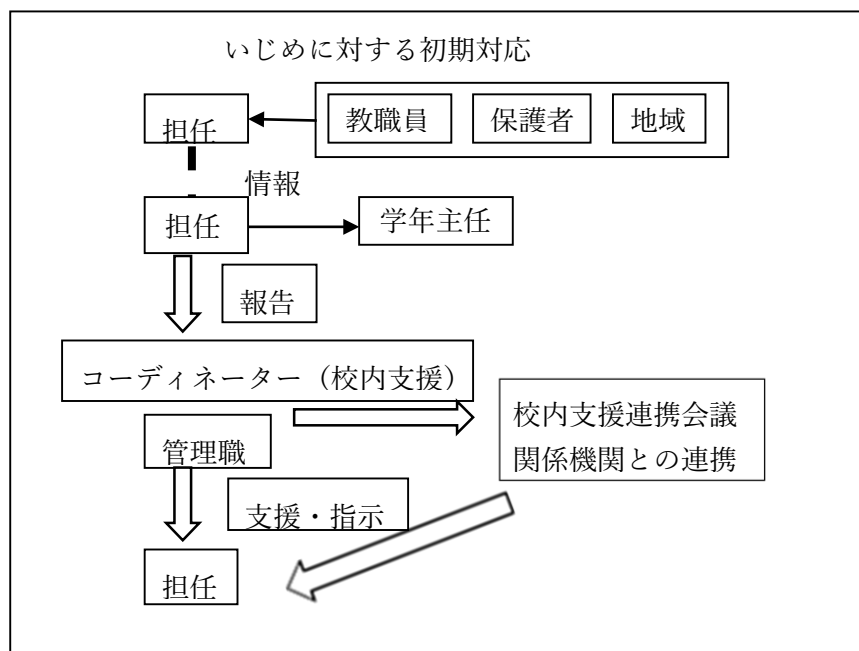
学部会や校内研修、職員会議で共通理解を図る。

- ② 不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ③ 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどの策を講じる。
- ④ 定期的にアンケート調査を行うなど実態把握に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全職員が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。児童生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかにいじめを発見するため、以下に取組む。

- ① 家庭と連携して児童生徒を見守る体制づくりを推進するため、家庭訪問・面談時を活用して保護者からいじめの実態把握を行う。
- ② 児童生徒の悩み、保護者からの相談を独断で過小評価せず、真摯に対応するために、保護者面談や連絡帳などでの些細な問題点を見逃さない。また、その後速やかに情報を共有する。
- ③ 保健室の利用、電話相談窓口について広く周知し、相談できる体制を整備する。
- ④ 児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ⑤ 個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。



3 いじめの早期解決のための取組

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、複数の教員で事実確認等の対応をとる。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、記録をとる。通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに報告し情報を共有する。その後、記録内容の事実確認を行う。
- ③ いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わり、いじめられた児童生徒やいじめを報告した児童生徒の安全を確保する。
- ④ いじめの事実確認後は、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ⑤ いじめが犯罪行為と思われるとき、また児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ためらうことなく所轄警察署へ通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際、記録をとり確認すると共に、いじめに関して「あなたが悪いのではない」ことを明確に伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 今後の不安材料についても聴取し極力不安を取り除くと共に、校内や登下校時の対策についての相談には丁寧に応じる。
- ③ 事実確認の面談後は、安全確保の観点から一人で下校させない。
 - ア 保護者に来校を依頼し、事実等を伝え、保護者と共に下校させる。
 - イ 信頼できる友人と共に下校させ、帰宅確認のための連絡を指示する。
- ④ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ⑤ 保護者には、その日のうちに家庭訪問等により迅速に事実関係を伝える。
- ⑥ 児童生徒の安全確保のため、徹底して守ることや秘密を守ることを伝える。
- ⑦ 不安を除去するとともに、児童生徒の見守りを家庭と連携して行う方策等について協議し、児童生徒の安全を確保する。
- ⑧ 児童生徒が信頼できる人と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑨ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑩ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 事実関係聴取確認後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ② 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ③ 児童生徒への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ④ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ⑥ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑦ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条に基づき、適切に児童生徒に懲戒を加えることも考える。その際、主観的な感情に任せて行うのではなく、教育的配慮に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童生徒に対しても、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つなど、自分の問題として捉えさせる。
- ② はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ④ いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

4 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。「いじめの防止等の対策のための組織」は、「いじめ防止対策委員会（企画委員会）」とする。

(参考)

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

5 いじめ防止対策推進法第28条における重大事態

(1) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、法第28条の各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて埼玉県知事に報告する。

(3) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の「3 重大事態への対応」に基づき対応する。

6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
※ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ② 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ 情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも児童生徒の支援・指導を求めていく。

7 その他の留意事項

- ① いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ② 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの協力を得るように努める。
- ③ 全ての教職員の共通認識を図るため、本校では「いじめ」は起こりづらいが、法で規定されている所でもあり、年度当初に企画委員会で内容確認し、職員会議で周知、HPへのUPを行う

(4月中)。

- ④ いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。その際、問題を隠さず、実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえる。単にいじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。
- ⑤ 地域や家庭にいじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や「学校だより」などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。いじめ調査を提出した時点で「学校だより」「HP」にいじめの件数を掲載する。
- ⑥ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

8 年間計画

学校基本方針に基づき、全教職員の取組と成果・課題を検証するために各分掌等の年間計画(システムシート)の作成に、いじめ防止・人権教育の視点を盛り込むように努める。年度末反省として、システムシート作成時に成果や課題を検証し、改善・更新を行う。

〈参考 「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」〉

3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、県立学校及び私立学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

ウ 重大事態が発生した場合、県立学校は埼玉県教育委員会を通じて埼玉県知事へ、私立学校は埼玉県知事へ、事態発生について報告する。

エ 当該県立学校及び私立学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、県立学校及び私立学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及びその保護

者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

ク 上記エの調査結果は、県立学校は埼玉県教育委員会を通じて埼玉県知事へ、私立学校は埼玉県知事へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

ケ 上記クの調査結果の報告を受けた埼玉県知事は、必要があると認めるときは、知事が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行う。

コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過や結果を報告する。）

サ 埼玉県知事は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

シ 県立学校について上記ケの調査を行ったときは、埼玉県知事はその結果を埼玉県議会に報告する。

（２）県立学校及び私立学校の設置者又はその設置する学校による調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

（ア）重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、県立学校及び私立学校の設置者又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は埼玉県教育委員会を通じて埼玉県知事へ、私立学校は埼玉県知事へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

県立学校及び私立学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

県立学校及び私立学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。「学校の設置者」は、県立学校の場合は埼玉県教育委員会であり、私立学校の場合は学校法人である。）

(エ) 調査を行うための組織について

県立学校及び私立学校の設置者又はその設置する学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

県立学校における調査において、埼玉県教育委員会が調査主体となる場合、問題調査審議会を当該調査を行うための組織とする。

なお、この場合、問題調査審議会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、県立学校や私立学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、第22条に基づく学校の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。県立学校が調査の主体となる際には、必要に応じて問題調査審議会の委員等を埼玉県教育委員会が派遣する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、県立学校及び私立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、

可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、県立学校及び私立学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は学校の設置者は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、県立学校及び私立学校の設置者がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、県立学校及び私立学校の設置者又はその設置する学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 県立学校及び私立学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者は適切に対応する。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、県立学校及び私立学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。県立学校及び私立学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

県立学校及び私立学校の設置者又はその設置する学校等は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により

明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、県立学校及び私立学校が調査を行う際、当該学校の設置者は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

（イ）調査結果の報告

調査結果については、県立学校及び私立学校に係る調査結果は県立学校、私立学校ともに埼玉県知事に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて埼玉県知事に送付する。

（３）調査結果の報告を受けた埼玉県知事による再調査及び措置

（公立の学校に係る対処）

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（私立の学校に係る対処）

第31条第2項 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

ア 再調査

法第30条又は第31条の規定による報告を受けた埼玉県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この調査は、埼玉県知事が設置した附属機関等が行う。

再調査についても、県立学校及び私立学校の設置者又はその設置する学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。私立学校についても、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

また、県立学校について再調査を行った場合、埼玉県知事はその結果を県議会に報告しなければならない。県議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、埼玉県知事が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。